

新潟市住宅政策推進有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 新潟市の住宅事情及び住宅を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、本市の住宅政策を的確に推進するにあたり、有識者等からの意見を聴取するため、新潟市住宅政策推進有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

(所管事項)

第2条 会議では、次のことについて意見を聴取する。

- (1) 新潟市住生活基本計画に関する事
- (2) 新潟市空家等対策計画に関する事
- (3) 新潟市マンション管理適正化推進計画に関する事
- (4) その他、住宅政策を推進するにあたり市長が必要と認める事

(委員構成)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第5条 会議の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第6条 会議は、市長が召集する。

2 市長が必要と認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

3 会議は、原則公開とする。ただし、会議の内容が新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第16条の規定に関するものであるときは、非公開とすることができる。

4 市長が必要と認めるときは、WEB会議の開催を可能とする。ただし、WEB会議には全部または一部の委員が出席できることとし、出席は集合形式の会議に出席した場合と同様に扱うこととする。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、建築部住環境政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。